

○とかしき委員長 次に、山井和則君。

○山井委員 限られた時間、質問をさせていただきます。

まず最初に、今回、バブル方式の最大の穴、入国初日から、例外的にであれ、コンビニや個室のレストラン、個室の居酒屋、個室のファミレス、入国初日からオリンピック関係者五万人は、ある一定の要件を満たせば行くことができる。私は、もうこれはバブル崩壊だと思います。コンビニ、個室レストラン、個室居酒屋。

そこで、順番にお聞きします。

コンビニに行く場合、事前に登録は必要なんですか、オリンピック関係者、外国人が。

○十時政府参考人 お答え申し上げます。

東京大会に関連して入国する大会関係者につきましては、行動範囲を宿泊施設や競技会場等に限定いたしまして、移動方法も原則専用車両に限定するなどの厳格な行動管理を実施しておりまして、国内にお住まいの方々と交わらないようにすることとされております。

御指摘の食事の場所につきましては、大会会場における食事施設の利用を推奨した上で、宿泊先のレストラン、自室内でのルームサービスやデリバリーを利用することとされております。

これらの施設を利用できない場合には、例外的に、監督等の帯同等を前提といたしまして、コンビニエンスストアや持ち帰り用のレストランでの食事の購入、レストランの個室の利用というものが認められるということで書かれているわけでございます。

その際には、国内にお住まいの方々と交わらないよう、監督者等の帯同等によって、組織委員会において厳格な行動管理を行うということで、個別の事案ごとに対応していくことになるものと承知をしております。

○山井委員 申し上げておきます。聞いていないことを長々と答弁しているんですから、質問時間を延ばしてくださいよ、こちらも命を懸けて質問しているんですから。(発言する者あり)

○とかしき委員長 御静粛にお願いします。

○山井委員 この配付資料十一ページにありますけれども、(2)、外国人オリンピック関係者がコンビニを利用する場合、事前計画書に書かれていた件数、事前に登録することにはしていないと文書回答しているじゃないですか。なぜそれを答弁しないんですか。

私たちも命を懸けて質問しているんですよ。コンビニに初日から、感染しているかもしれない、潜伏期間の外国人が行ったら、本人だけじゃなくて、コンビニの店員さん、日本人、クラスターが起こる可能性があるんですよ。シドニーなんかは、外国人からの、空港バスの運転手さんが一人感染したことで、都市がロックダウンしているんですよ。それぐらいバブルというのは厳密なんですよ。

改めて、端的にお答えください。コンビニに行く場合は、事前登録、必要なんですか。

○十時政府参考人 お答え申し上げます。

ただいま、委員の配付資料十一ページの(2)に即して質問がございました。

事前計画書に書かれていた件数ということでの質問でございましたけれども、ここについて、書いておりますように、ホテル内のレストランやルームサービス、デリバリーが利用できない場合に、徒歩圏内の店舗を組織委員会が指定するものでありまして、その利用をする場合も厳格な監督の下で行うことを前提に進めるということ、事前に店舗、施設を指定をして、そこを利用しなければ食事等の十分な環境が確保できないというところについて、組織委員会が指定をして、そこについて厳格な監督の下で利用いただくという形になっているということでございます。

○山井委員 悪質ですよ。二回も聞いていますから。事前登録、必要なんですかと聞いています。イエスカノーかで答えてください。

○十時政府参考人 お答え申します。

施設を事前に指定しておりますので、利用について事前に登録という形を取っているわけではございません。

○山井委員 これは本当に驚きました。コンビニに行くのは事前登録不要。

ということは、ある意味で、晩の十時、デリバリーサービスとかできないけれども、どうしてもおなかが減った、ハンバーグが食べたいとか、体調が悪くて、何かちょっとした、喉あめを買いに行きたいとか、分かりませんが、これでも、いいんですか。

これは、登録しているコンビニの施設というのは公表していただけますか。やはり、これは店員さんも、行く私たちも、ちょっと心配ですよ。外国人が来られて、入国初日で、潜伏期間の人がいるかもしれない。

これは公表していただけますか、そういうコンビニ。入国後初日から、潜伏期間にある人が来るかもしれないコンビニということで、公表していただけますか。

○十時政府参考人 お答え申し上げます。

先ほども申し上げましたように、この食事場所というのは原則宿泊施設になっていますので、あとは個別の事案ごとに対応するという中で、組織委員会の方でしっかり対応していただいております。

今申し上げましたように、組織委員会ですっきり対応するという中で、公表については、組織委員会の方に確認をしておりますので、現時点において私から答えることはできませんけれども、組織委員会の方にはどういった対応を進めるのかということについては確認をしてみたいと思います。

○山井委員 コンビニに行く途中、あっ、何かいいお店があった、日本に来て初めてで、ちょっとお店に入っちゃう可能性、人間、あると思うんですよ。あるいは、物を買わなくても、あっ、いい洋服屋さんがあった、立ち寄ることはあると思うんですけども、それはどうやってブロックするんですか。

○十時政府参考人 お答え申し上げます。

まだ委員に誤解があるようですので、先ほどもちょっと丁寧に御説明申し上げようとしたんですけども……（山井委員「いやいや、聞かれたことだけ答えてください。例外は分かっていますから、聞かれたことだけ答えてください」と呼ぶ）はい。（発言する者あり）

○とかしき委員長 御静粛にお願いします。答弁中です。

○十時政府参考人 あらかじめ、どうしても不可欠な、そのホテル内、宿泊施設内で十分な食事の確保ができないというところについて、例外的にあらかじめ組織委員会が指定をした施設を利用するというございまして、委員御指摘のような、関係者が、その場で、あそこに行きたい、寄りたいと言って寄れるようなことはございませぬし、受入れ責任者である組織委員会の関係者が監督をしていくということになってございます。

○山井委員 時間がないので、命の懸かった質問をしているので、聞かれたことにお答えしてください。

コンビニに行く途中にいいお店があって立ち寄ることをどうしたら制限できるんですかと、実効性のことを聞いているんですよ。立ち寄るのは駄目ですと言ったってね、人間ですから。私だったら立ち寄りますよ、外国に来て、いいお店があったら。それで感染爆発したら、悪かったでこれは済まないんです。どうやって制限するんですか。実効性はどうやって担保するんですか。

ここの回答にあるように、コンビニの利用件数については確認中と書いてありますけれども、何件なんですか。七月一日からスタートして、厳格に管理しているんだったら分かるはずでしょう。何で確認中なんですか。教えてください。何件なんですか。

○十時政府参考人 ここに書いてありますというのは、何ページのございませぬでしょうか。（山井委員「あなたたちが配付された回答です。十一ページの（1）」と呼ぶ）はい。

何件かということについては、現在、組織委員会を確認中、精査中、オリパラ事務局の方から確認をしているところのございませぬ。コンビニエンスストアや持ち帰り用のレストランについては、宿泊施設の補完機能として組織委員会が指定するものとなっておりますけれども、全数的な調査はしていないということのございませぬ。

○山井委員 つまり、事前登録も必要ないし、誰がいつどこに行ったのかの記録も残らない。これは、バブルのざる以外の何なんですか。コンビニに自由に行けるって。

もう一つ、個室レストラン、個室居酒屋、個室のファミレスにも行けると。ここも時間節約のために文書回答をいただきました、十一ページ。個室のレストランについては、来日者との間で個別に調整されていると。そんなことをやっていますか。

例えば、体調が悪い。好き嫌いは私は言いません。体調が悪くて、どうしても、日本に来たけれども、ハンバー

ガーとかそういう料理しか喉を通らないんですというときに、体調が悪くてそれが食べたい、そういうときは認められるんですか。

○十時政府参考人 お答え申し上げます。

先ほど来申し上げているとおり、厳格な帯同者の管理の下にやっているわけですが、個室レストランにつきましては、利用する場合は本邦活動計画書に事前に登録していただくということを組織委員会で求めておりまして、現在までにその登録はなく、利用実績もないと伺っているところでございます。

○山井委員 これは二週間前から言っていますけれども、英文には、事前登録書に、個室レストランのことは、事前登録しろとここに書いてありませんよ。二週間前から、そこまで言うんだったら英文で書いてくれと言っても、書かないんですよ。書いていないですよ、ここにそんなことは。つまり、ここにも書いてありますように、組織委員会と個別で調整をされている可能性があって、要は把握されていないんですよ。

オリパラ事務局、この数日でゼロだということだったら、はっきり申し上げます。この項目、削除してください。削除してください。私たち日本人、不安でコンビニや個室レストランに行けませんよ、店員さんも含めて。そんな利用者がいないんだったら、この項目、削除したらいいじゃないですか。バブルの穴になるんじゃないんですか、事前登録もなしでコンビニに行けるとか。削除してください。国民の安心と国民の命を守るために、いかがですか。

○十時政府参考人 お答え申し上げます。

プレーブックの具体的な運用を行うに当たりましては、組織委員会において適宜対応していただくものと承知をしております。組織委員会に対して、留意点を分かりやすく示した資料を配付するなど、様々な場面において周知を図ることを通じて、大会関係者にしっかり伝わるよう、周知徹底をお願いしたいと考えているところでございます。

○山井委員 私、結局、水際対策も重要ですけども、個室のレストラン、個室の居酒屋、コンビニに行ける、何らかの事情をつければ。尾身先生、お忙しいところお越しいただいて本当に申し訳ないんですけども、こういうことをどう思われますか、感染症の専門家として。どういう理由かはおいておきましょう。個室レストラン、個室居酒屋、個室コンビニ、初日から行ける。尾身先生、いかが思われますか、これは禁止すべきじゃないですか。

○尾身参考人 やはり、プレーブックをしっかりと、今リバイズしたものができていると思うんですけども、しっかりと実効性を持っていただくということが私は大事だと思います。

○山井委員 尾身先生おっしゃるとおり、事前登録も要らない、データも残らない、実効性は全くないんです。

尾身先生、こういう例外規定から、アリの一穴で、感染が東京に、個室レストランやコンビニから広がると思われませんか。いかがですか。

○尾身参考人 それは当然、可能性としてはあり得るので、しっかりとした対策を、実効性を持った対策を打ってほしいと思います。

○山井委員 尾身先生、退席していただいて結構です。大変ありがとうございました。

それで、残された時間、もう一問お聞きしたいと思います。

下村政調会長が十萬円の困窮世帯への給付金を提案をし、補正予算にするとか、あるいは衆議院選挙の公約とか、そういうことを考えておられるように報道をされておられます。

大歓迎です。大賛成です。なぜならば、全く同じ内容を、十三ページにありますように、私たち、三月一日に提案しているんです。今朝も委員会の理事会で、この法案を審議して成立させようという提案があったと思います。私も何度もこれをやっています。つまり、三月三日に野党が提案していることを自民党さんが補正予算でやろうとおっしゃっているんですね。

でも、私、これは理論上、変だと思うんですよ、選挙の公約にするとかというのを。

○とかしき委員長 申合せの時間が来ておりますので、御協力お願いいたします。

○山井委員 というのが、自分たちが賛成していることだったらいんだけど、野党が提出して自民党が反対して阻止している内容を、補正予算でやるとか選挙の公約にするんだったら。

そこで、私は、これは仲よくやりたいので、是非、委員長にお願いしたいんですけども、閉中審査をやって、

自民党さんも賛成で、恐らく公明党さんもこういうことは福祉の政党ですから大賛成だと思いますので、与野党超えて、この夏、成立させたらいいんじゃないかと。

なぜならば、補正予算でやったら、年末か来年、年明けになるんですよ。今だったら夏か秋には出せるわけですから、是非ともこれは委員会でやるべきだと思いますし、もう一つ言いますと……

○とかしき委員長 申合せの時間が来ておりますので、お願いします。

○山井委員 六月にはもう一つ、子育て給付金の法案も国会提出して、五万円の子育て世帯給付金をもう一回やろうということを提案しております。

田村大臣、是非……

○とかしき委員長 申合せの時間が来ておりますので、御協力お願いいたします。

○山井委員 田村大臣、是非やっていただきたいと思うんですけども、この十万円の給付金と子育て給付金の再支給。田村大臣、いかがですか。

○とかしき委員長 申合せの時間が来ております。

じゃ、一言だけ。済みません、田村厚生労働大臣、短くお願いいたします。

○田村国務大臣 子育て世帯への生活支援の給付金ではありますが、残念ながら、今、一人親でない家庭に対しては今配っている最中、去年の所得が判明次第という形で、その体制を整えていただいている最中ですので、早急にこれが配られるように各自治体と協力してまいりたいと思います。

○山井委員 十万円の給付金も質問しておりますので、答えてください。

○とかしき委員長 もう申合せの時間が来ておりますので、済みません、御協力お願いいたします。(山井委員「いやいや、質問したのに答えてください。十万円の給付金も答えているわけですから、答えてください」と呼ぶ) 申合せの時間が来ておりますので、お願いいたします。(山井委員「答弁漏れじゃないですか」と呼ぶ) 申合せの時間が来ております。(山井委員「新しい質問、していませんよ。質問していたじゃないですか、時間内に。答弁漏れですから、答弁を求めます」と呼ぶ) 時間が来ておりますので、申合せの時間が来ております。(発言する者あり)

じゃ、一言、田村厚生労働大臣。

○田村国務大臣 様々な対応、生活困難者への対応は政府が今までもやっております。この場で一つ一つ申し上げませんが、今までの委員会で申し上げておる次第であります。

○山井委員 是非、これらの法案の閉会中審査を求めます。委員長、お願いいたします。

○とかしき委員長 ただいまの件につきましては、理事会で協議いたします。

○山井委員 ありがとうございました。